

議事要旨(1) 実務対応報告公開草案「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い(案)」について【公表議決】

冒頭、都常勤委員より、改正法人税法等の概要、当該法律の公布による四半期財務諸表への主要な影響及びコメント募集に向けた公開草案公表の緊急性等について説明が行われた。その後、審議事項(1)に基づいて、公開草案の原案の内容について、前田専門研究員より説明が行われた。

その後の委員等からの主な発言内容は以下のとおりである。

・ある委員より、審議事項(1)-1の参考資料にある図表の記載について、3月決算会社は、3月末日の決算会社と限らないことから、正確に記載すべきではないかという発言があった。

これについて、事務局より、検討して修正する旨の説明がされた。

・ある委員より、審議事項(1)-2のQ3の位置づけ及び内容について、(1)年度決算と同様の方法又は四半期特有の処理の枠内で適用される法定実効税率の取扱いについて示したものであることから、会計方針の変更には該当しないとするという理解で良いか、(2)Q3に基づく取扱いは会計方針の変更には該当しないとすることから、その後の当年度の四半期財務諸表での取扱いや翌年度の四半期財務諸表での前年同四半期の比較情報では使用する税率について遡及した処理は求めないという理解で良いか、(3)Q3は、合理的で実態に即していると考えられる方法により算出した単一の税率の使用も認められるということから、フリーハンドの規定ではなく、一時差異の解消見込みが明確ではない場合には、例示①の方法が使用されることが含意されているのか、という質問がされた。

これらについて、事務局より、現行の枠組みでの対応であり、また、使用する税率が異なるだけであるため、会計方針の変更として取り扱わないこと、遡及した処理は不要であること、Q3は最初に到来する四半期のみ緊急措置的な対応として設けられた簡便な方法であり、例示①や②を精緻に選択することまでは想定していない旨の説明がされた。

・ある委員より、審議事項(1)-2の設例2にある「一時差異等」の記載について、設例内での整合性を図るため、「繰越欠損金」とすべきとの発言があった。

これについて、事務局より、対応して修正する旨の説明がされた。

・ある委員より、審議事項(1)-2の目的にある最後の段落の趣旨について質問がされた。

これに対して事務局より、今回の実務対応報告は、直近の四半期開示に対応するために緊急的に公表するものであり、次年度以降も税効果会計の計算において複数税率の適用が続くことについては、今後、慎重に対応して検討する趣旨のものであるとの説明がされた。

最後に、具体的な字句等の修正については、委員長に一任する前提で公表議決の採決が行われた。その結果、出席委員10名全員の賛成があり、公開草案の公表が承認された。

以 上